

■ (仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業 要求水準書(案)に関する質問・意見への回答

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
1	-	添付資料1 「リサイクルセンター整備実施計画」				更新予定範囲図	更新予定範囲図に「仮設管理棟予定地」が記載されておりますが、本工事の対象外であり、本工事との干渉はないと考えて宜しいでしょうか。工程等、本工事に関連する内容があればご教示ください。	ご理解のとおりです。
2	-	添付資料1 「リサイクルセンター整備実施計画」				8 環境保全計画	騒音基準は、災害時にクリーンプラザふじみを立ち上げる緊急用電源の稼働音には適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	-	添付資料2「リスク分担表」				近隣対応リスク 事故発生リスク	近隣対応リスクと事故発生リスクにおいて、貴組合が負担するリスクについて、「運転委託事業者に起因するトラブル(運転支援事業者の指示監督に従わず生じた事故に限る。)」と記載がありますが、運転支援事業者は、運転委託事業者に対して指揮命令をすることができないと考えますので、ここについて「指示監督」とは、具体的にどのようなことを想定されているのか、ご教示頂けないでしょうか。特に「監督」とありますが、運転委託事業者の個々の従業員に対して運転支援事業者は指揮命令できないことから、運転支援事業者に監督義務を課すのは困難と考えますが、ご見解をお示し頂けないでしょうか。	ご指摘のとおり、直接の指揮命令系統にないため、当該項目は運転委託事業者に起因するトラブルと読み替えてください。リスク分担表を修正します。
4	-	添付資料2「リスク分担表」				近隣対応リスク 事故発生リスク	近隣対応リスクと事故発生リスクにおいて、貴組合が負担するリスクについて、「運転委託事業者に起因するトラブル(運転支援事業者の指示監督に従わず生じた事故に限る。)」と記載がありますが、運転支援事業者は、運転委託事業者に対して指揮命令をすることができず、指示監督には限界があるため、運転支援事業者の指示監督に従った否かを基準にすべきではないと考えます。この点について、ご見解をお示し頂けないでしょうか。	No.3の回答のとおりです。
5	-	添付資料2「リスク分担表」				物価変動リスク	賃金指数や物価指数などが一定のアロウワンス以内で変動している場合など、とありますが、一定の定義及び参照する指標は貴組合と協議の上、決定するとの認識でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
6	-	添付資料2「リスク分担表」				不可抗力リスク	運転支援事業者のリスク分担が『△』となっておりますが、施設運転費用の増大等、運転委託事業者の業務に係るリスクについては、主負担が貴組合、副分担が運転委託事業者となるべきかと存じます。このため、不可抗力リスクによる運転管理に係るもの、運転支援に係るものと2つに分割いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、かかる負担については、入札公告時に契約書案にてお示しします。
7	-	添付資料2「リスク分担表」				工事費増大リスク	建設着工遅延リスクと同様、「上記以外の要因による工事費の増大」を「上記以外の運転支援事業者の要因による工事費の増大」という文言に修正頂けないでしょうか。	リスク分担表を修正します。
8	-	添付資料2「リスク分担表」				工事遅延リスク	不可抗力等の事由による場合は、運転支援事業者に責任はないと存じますので、建設着工遅延リスクと同様、「上記以外の要因による～遅延」を「上記以外の運転支援事業者の要因による～遅延」の文言に修正頂けないでしょうか。	リスク分担表を修正します。
9	-	添付資料2「リスク分担表」				維持管理 マニュアルリスク	維持管理マニュアルの不備に関する説明として、「運転支援事業者が作成した維持管理マニュアルの不備、運転支援事業者による運転委託事業者の教育不足等」という文言がありますが、「教育不足」というのは運転従事者の配置計画や運転員レベルに応じて変化するため、運転支援事業者のみではコントロールできないリスクと思われるため、「運転委託事業者の教育不足」という文言を削除、もしくは「計画通り教育を行わなかった場合」との文言に修正頂けないでしょうか。	リスク分担表を修正します。
10	-	添付資料2「リスク分担表」				運転員への教育 訓練リスク	「運転支援事業者から運転委託事業者へ運転に関する教育訓練が計画に従って適切に行われたものの、施設運営に支障を来した場合」に運転支援事業者のリスクが△とあります。運転支援事業者の教育訓練業務は、その内容からして請負ではなく、準委任契約であると考えるところ、運転支援事業者から運転委託事業者へ運転に関する教育訓練が、計画に従って適切に行われたのであれば、運転支援事業者としての義務の履行は果たしており、これにもかかわらず施設運営に支障があった場合の責任の一部を運転支援事業者へ課すことは、結果的に、全ての責任を課すに等しいものと考えます。この点についてご見解をお示し頂けますでしょうか。	ご意見を踏まえ、リスク分担表を修正します。当該リスクや要求水準書で示す運転支援業務における教育とは操作方法の説明等を指します。以下、募集要項についても同義とします。なお、ご質問の義務の履行が適切に果たされている場合の損害費用を求めるものではありません。かかる費用の負担は入札公告時にお示しします。
11	-	添付資料2「リスク分担表」				運転員への教育 訓練リスク	運転支援事業者から運転委託事業者へ運転に関する教育訓練が計画に従って適切に行われたものの、施設運営に支障を来した場合において、運転支援事業者は副分担となっておりますが、この分担は運転教育の見直しのみを定義するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	-	添付資料2「リスク分担表」				帰責性特定 不能リスク	近時、各地でリチウムイオン電池の混入と関連する、施設の火災事故が頻発していますが、火災原因の特定に至らず、リチウムイオン電池の混入と推定されるに留まる事例が多くみられます。この場合、帰責性の特定は困難になると思われそうですが、本事業においては、帰責性不能リスクは「当組合及び運転委託事業者」になっていることから、運転支援事業者はリスクを負わないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	-	添付資料2「リスク分担表」				帰責性特定 不能リスク	プラント機械・電気設備が故障した場合、その帰責性の発生時期、発生原因等の特定に窮することが想定されます。原因の特定(立証責任)は、請求者(貴組合)が負担するものと認識しておりますが、原因の特定、帰責性の判定フローをご教示頂けないでしょうか。また、仮に帰責性の特定に至らなかった場合は、帰責性リスクの責任分担に準じて、貴組合及び運転委託事業者がリスクを負担され、運転支援事業者にはリスク負担の責を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	帰責性の判定フローは事象に応じて異なりますが、故障の特定と原因の調査にあつては、外部専門家等へのヒアリングを行う場合があります。後段の質問についてはご指摘のとおりです。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
14	-	添付資料4「測量図」				測量図	現地平面図CADデータを提供していただくことは可能でしょうか。	可とします。希望者は、本要求水準書(案)の質問及び回答の公表日以降に、当組合(fujimi-shisetuka@fujimieiseikumiai.jp)宛にメールで申し出を行ってください。希望者に対して、CD-Rを貸し出しします。
15	-	添付資料6「ユーティリティ取合点及び電気・上下水道・ガス現況図」				ユーティリティ取合点	ユーティリティ取合点の資料について、上水及び下水の記載及び取合位置を読み取ることが困難な為、原本などの鮮明な図書を確認させて下さい。	入札公告時にお示しします。
16	-	添付資料6「ユーティリティ取合点及び電気・上下水道・ガス現況図」				外構図その1	次の資料をご提供頂けないでしょうか。 ・「高圧ケーブル取合点」までの配線経路が分かる既設建屋の内部配置図、電気室配置図 ・既設高圧配電盤の外形図、内部配置図、展開接続図 ・既設高圧受配電盤の電気主回路単線系統図	入札公告時にお示しします。
17	-	添付資料6「ユーティリティ取合点及び電気・上下水道・ガス現況図」				電力関係の取合点について	「受電800kW以下、送電1,400kW」とありますが、受電から送電への切替のタイミング(非常用発電機起動)、送電から受電への切替のタイミングについて、ご教示下さい。また、受電から送電への切替のタイミング、送電から受電への切替のタイミングについて、新リサイクルセンター側で、どのように認識すればよろしいでしょうか。	ご質問の切り替えのタイミングについては、当組合の指示のもと行うものと認識してください。なお、非常用発電機の運転操作は、当組合等が実施します。
18	-	添付資料11「建築内外部標準仕上げ表及び建築設備リスト」				2.管理居室(当組合が使用する部分)	No.16環境学習会議室(研修ホール) 長机(折畳式)、椅子を収納する倉庫は不要でしょうか。	「4.16 環境学習会議室(研修ホール)の諸室仕様に什器収納のための倉庫を設けること(床面積に含める。)」とありますので計画してください。
19	-	はじめに				他施設に関する行政的な支援機能	「貴社が建設及び運営している施設にトラブル、災害があった際(これから建設を予定している施設については、既存施設の更新工事期間中のごみを含む。)に、その施設のごみの受入を積極的に支援します。」とありますが、提案書を提出した民間事業者に対するメリットとしていただけませんか。	ご意見を踏まえ、落札者以外の提案書を提出した民間事業者(失格者を除く)に対しても、施設稼働後10年間に限りメリットを付与することとします。
20	6	1	2	5	3(1)	電気	P.6に「本施設の整備に伴いEV・PHV・PHEV充電器を整備する予定」とありますが、EV・PHV・PHEV充電器の整備は、本工事対象外と考えて宜しいでしょうか。	本工事の対象内としてください。要求水準書を修正します。
21	7	1	2	5	3	敷地周辺設備	(4)排水は下水道放流とするとの記載がありますが、雨水排水の放流先についてご教示頂けないでしょうか(下水道本管へ直接排水、雨水浸透施設設置、雨水貯留施設設置後による排水等)。	雨水については雨水貯留施設を設置し中水利用することとし、雨水枡からの雨水排水については水浸透施設を設置し、処理しきれないものについては下水道本管への排水を想定しています。実施にあたっては調布市に確認及び協議のうえ設定してください。下水道本管へつなぎ込み位置については、入札公告時にお示しします。
22	7	1	2	5	3(2)	用水	「上水口径50mm(現在の仕様)」とありますが、既存の水道局貸与メーターが50Aであり、その水道局貸与メーターを流用出来るものと考えて宜しいでしょうか。	流用は可能ですが、工事用水の費用負担は請負事業者となります。
23	7	1	2	5	3(3)	井水	井水について、通常時には、使用できないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	7	1	2	5	3(4)	排水	下水道への接続に伴う受益者負担金は、既設工場建設時に支払われており、今回の工事では発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。新たに接続する場合の費用負担は請負事業者となります。
25	8	1	2	5	4	気象条件	合理的計画を行う為に、建築設備における空調換気設備は、記載の気象条件ではなく、一般社団法人公共建築協会刊行の建築設備設計基準(令和3年版)を基に計画するものと考えて宜しいでしょうか。	可とします。
26	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	中央棟解体工事計画の概要、解体範囲の詳細をご教示ください。中央棟解体工事期間(令和7年1月1日～令和7年9月30日)において、地下躯体および杭、基礎を含めた地下工作物の全てが撤去完了するとの認識で宜しいでしょうか。	競争的対話時(6月上旬)にお示しします。
27	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	建屋廻りの撤去範囲(舗装等)をご教示ください。	No.26の回答を参照ください。
28	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	山留等の仮設物を含め、残置物は無いものと考えて宜しいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
29	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	インフラの閉止点をご教示ください。	上水については水道局の水道メーター、下水については公共溝、電気についてはクリーンプラザふじみ電気室の遮断機二次側までとなります。
30	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	解体後の埋戻しレベル、着工時の仕様等をご教示ください。転圧程度で引き渡されると考えて宜しいでしょうか。	No. 26の回答を参照ください。
31	8	1	2	5	5.1	中央棟解体工事	工事計画のため、中央棟の既存図をご貸与いただきたい。	No. 14の回答を参照ください。
32	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体工事	東棟・北棟解体工事計画の概要、解体範囲の詳細をご教示ください。杭、基礎を含めた地下工作物の全てが撤去されるものと考えて宜しいでしょうか。	建物、基礎を含めすべて撤去する予定です。
33	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体工事	建屋廻りの撤去範囲（舗装等）をご教示ください。	建物と付随するインフラ設備を考えており、舗装は対象外とします。
34	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体工事	山留等の仮設物、インフラを含め、残置物は無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体工事	東棟・北棟解体期間が、本工事建設期間と重複しておりますが、東棟および北棟からの離隔5mを遵守すれば、本工事仮囲いの盛替え等は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	東棟・北棟解体期間には試運転を開始しており、仮囲いは撤去済みと考えています。
36	8	1	2	5	5.2	東棟・北棟解体工事	工事計画のため、東棟および北棟の既存図をご貸与ください。	No. 14の回答を参照ください。
37	12	1	2	6	3	処理能力	「・・・1日当たり、10時間以上の稼働が可能な設計」とありますが、維持管理計画（補修、消耗品、点検等の頻度等）は1日当たり5時間で行うものとし、災害発生時等で5時間を超える運転となった場合は、別途精算との認識でよろしいでしょうか。	計画処理量を超えた場合は、別途、精算を行うものとなります。詳細は入札公告時にお示しします。
38	12	1	2	6	3	処理能力	「粗大ごみ処理系列8t/5h」とありますが、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの比率をご教示頂けないでしょうか。	可燃性粗大ごみはクリーンプラザふじみで処理するため、本施設への搬入は不燃性粗大ごみのみとなります。
39	12	1	2	6	3	計画年間運転日数（表7）	業務日についてのご記載がございますが、GWおよびお盆の期間も土曜日・日曜日を除く期間は業務が行われるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、表7のとおり、搬入業務については土曜日も実施します。
40	13	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態（表8）	14頁5計画ごみ質5.1ごみの種類：燃やせないごみ（不燃ごみ）で「ビデオ・カセットテープ（破砕・選別設備で処理するには不向きと考えられる品目）」が記載されていますが、「燃やすごみ」に変更頂けないでしょうか。	三鷹市及び調布市と協議中です。
41	13	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態（表8）	「プラスチックコンテナ等の大型の製品プラスチックは粗大ごみとして搬入」とありますが、搬入後の処理については「粗大ごみ扱い」のまま粗大・不燃ごみ処理系列にて処理するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。（処理フローについては、提案によることとしています。）

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
42	13	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態(表8)	14頁5計画ごみ質5.1ごみの種類:粗大ごみには「可燃性粗大ごみ」は含まれないものと考えて計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	13	1	2	6	4	処理対象物及び搬入形態(表8)	「不燃ごみ」については搬入時点で処理不適物として分別・除去するものとして計画して宜しいでしょうか。	No.45の回答を参照ください。
44	14	1	2	6	5	構成市のごみの種類(表9)	プラスチックコンテナ等の大型の製品プラスチックは粗大・不燃ごみ処理系列にて処理するとして計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	14	1	2	6	5	構成市のごみの種類(表9)	14頁5計画ごみ質5.1ごみの種類:粗大ごみでは「不燃性の材質(金属、プラスチック等)」で構成された下記の品目と定義されていますが、可燃性粗大ごみは該当しないものと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	14	1	2	6	5	構成市のごみの種類(表9)	種類:ぬいぐるみ(80cm未満)とかじゅうたんといった一般的には「不燃ごみ」として破砕選別設備で処理するには不向きと考えられる品目が記載されていますが、搬入時点で処理不適物として分別・除去するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	14	1	2	6	5	構成市のごみの種類(表9)	「缶詰の缶、菓子等の缶」もびん・缶として混合収集されるとの計画ですが、開口部が大きい缶は、ビンやアルミ缶が夾雑してしまうケースが多く見られ、ご指定の選別純度99%以上の達成に悪影響を及ぼす恐れがあるため、「燃やせないごみ(不燃ごみ)」に変更頂きますよう、ご検討をお願いいたします。	変更の予定はありませんので、処理システムに組み込んでください。
48	18	1	2	6	5.2.3	計画ごみ質	びん・缶類の計画ごみ質について記載がありますが、びんに含まれる「生きびん」の組成割合(あるいは搬出種別毎の搬出実績)についてご教示ください。また、リターンブルびんの有価引取り実績についてもご教示頂けないでしょうか。	現在はコンテナ収集をしているためほとんど割れていません。但し、搬出については全量カレットとしています。
49	18	1	2	6	5.2.3	計画ごみ質	表14に「残さ組成10%」と記載がありますが、具体的な「残さ」の構成品目について具体的にご教示頂けないでしょうか。	スプレー缶などの処理不適物、汚れびん・汚れ缶、その他異物を見込んでいます。
50	18	1	2	6	5.2.3	計画ごみ質	表14に「残さ組成10%」と記載がありますが、構成品目はスプレー缶、カセットボンベ等の処理不適物、汚れびん・汚れ缶、不燃ごみ、可燃ごみ等の異物、収集袋として計画して宜しいでしょうか。	No.49の回答を参照ください。
51	19	1	2	6	6	搬入出車両	「粗大ごみ※1※1畳、スプリングマットレス等を含む」とありますが、畳等の可燃性粗大ごみは、クリーンプラザふじみ内の切断機で処理するものと考えてよろしいでしょうか。	畳はクリーンプラザふじみで処理します。要求水準書を修正します。
52	19	1	2	6	6	搬入出車両	「粗大ごみ※1※1畳、スプリングマットレス等を含む」とありますが、スプリングマットレスの処理方法は、新リサイクルセンター内で手解体による処理と考えてよろしいでしょうか。またスプリングマットレスの搬入実績(年間、日平均枚数等)をご教示頂けないでしょうか。	前段の質問について、民間事業者の提案によるものとします。後段については年間約3,900枚です。
53	20	1	2	6	6	搬出車両(表16)	「乾電池、蛍光灯・電球搬出枚数2台/月」とありますが、搬出1回あたり貯留容量(ドラム缶●本等)をご教示頂けないでしょうか。	搬出1回あたり貯留容量は乾電池はドラム缶13本程度、蛍光灯・電球はコンテナ3基程度、ドラム缶4本程度です。
54	20	1	2	6	6	搬出車両(表16)	「鉄プレス品・アルミプレス品、缶成形品荷姿梱包なし」とありますが、プレス機から排出後は、ペールクランプリフトで掴み、パレット無しでヤードに貯留するものと考えてよろしいでしょうか。	民間事業者の提案によるものとします。
55	20	1	2	6	6	搬出車両(表16)	残渣は10t天蓋付ダンプ車(可燃ごみピットへ搬送)とありますが、74頁4貯留・搬出設備4.1残さ貯留バンク(4)設計基準①搬出車両(10tアームロール車)となっていて整合しませんが、(新)リサイクルセンターでは10tアームロール車をご計画と考えればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。
56	20	1	2	6	6	搬出車両(表16)	鉄プレス品・アルミプレス品10tアームロール車とありますが、74頁4貯留・搬出設備4.2磁生生物又はアルミ貯留装置(ヤード方式又はバンク方式)となっていて整合しませんが、(新)リサイクルセンターでは(ヤード方式又はバンク方式)をご計画と考えればよろしいでしょうか。	著しい経済的合理性を欠く場合を除き、ヤード方式にて計画することとしてください。
57	22	1	2	6	9	性能要件	「有価で売却できる場合はこの限りではない」とありますが、有価で売却できる場合は、破砕機を付けないでいいということでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、金属資源市場が低迷し、逆有価となった場合は、民間事業者の責任(費用負担を含む。)により対応をしていただきますので、その対応策を提案してください。
58	22	1	2	6	9	性能要件	ただし、有価で売却できる場合はこの限りではないとありますが、この有価売却対象物は破砕処理前までに作業員による手選別抽出・保管が必要となりますので、有価で売却できるとする具体的な対象物についてご教示頂けないでしょうか。	鉄、アルミ、銅、真鍮等の金属類が有価で売却できる状態であれば、破砕機をつけなくても良いという意味です。手選別ラインは必ず設置してください。
59	22	1	2	6	9	性能要件	「ただし、有価で売却できる場合はこの限りではない」と記載御座いますが、有価売却対象物は作業員による手選別抽出・保管が必要となります。有価の定義として、自転車、スチール含有率90%以上の鉄製品、アルミ含有率90%以上のアルミ製品、銅・真鍮含有率90%以上の銅・真鍮製品などとして計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、No.58の回答を参照ください。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
60	23	1	2	6	9	性能要件	<p>表21圧縮梱包物などの品質のプラスチック類について、「プラスチック容器包装ペールの品質評価方法・・・でAランクを満たすこと」となっていますが、製品プラスチックを混合処理する場合には不適合となります。令和4年4月に施行された、プラスチック資源有効活用促進法にて、容器協会が市町村の指定保管施設から引き取りとる分別収集品は、分別基準（令和4年環境省令第1号）および当協会の設定した引取り品質ガイドラインに適合するよう分別収集・保管されることとなっています。日本容器包装リサイクル協会引き取り品質ガイドライン令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）に変更頂きますよう、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。要求水準書を修正します。</p>

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
61	24	1	2	6	9.4	表22	「・・・ライター、スプレー缶の処理を行う」とありますが、破砕機等の処理を行うのでしょうか。また、ライター、スプレー缶の年間搬入量または年間処理実績をご教示頂けないでしょうか。	民間事業者の提案とします。また、ライター、スプレー缶の年間搬入量及び年間処理実績の記録はありません。
62	29	1	2	7	6	悪臭及び揮発性有機化合物 (VOC) 対策	(6)「空調換気システムは、全館空気清浄機能付きのものを導入」とありますが、要求される性能と対象エリアをご教示ください。(脱臭・VOC除去・除塵などが想定されます)	民間事業者の提案とします。
63	29	2	1	7	6	悪臭及び揮発性有機化合物 (VOC) 対策	(6)換気設備として新鮮外気を給気する場合には空気清浄機能は不要として宜しいでしょうか。	不可とします。
64	34	2	1	3	1.3	仮囲い	仮囲い設置位置について、既存の焼却設備からの離隔距離をご教示ください。	クリーンプラザふじみ壁面から距離が一番短いところで11m程度、計量器周辺については15m程度とします。収集運搬車両の交通に支障のない程度としてください。33頁の図1工事施工範囲を参照ください。
65	34	2	1	3	2	工事期間	休日は、原則として週休2日に加え祝日、年末年始及び夏季休暇とありますが、国交省発行の「令和4年度週休2日制適用工事の概要」より推奨されている週休2日交替制についても同様にお認め頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	34	2	1	3	3.1	工事作業時間等	作業時間の延長をお願いできないでしょうか。	地元との協議が整えば延長可能です。
67	36	2	1	4	3	全体計画	「・・・一般持込車、見学者等との動線を分離すること」とありますが、敷地出入口が決まっていることから敷地内動線は既設周回道路を使用するものとするため、本項目は新リサイクルセンター内で動線を分離するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	36	2	1	4	3	全体計画	「・・・見学者等との動線を分離すること」とありますが、見学者は基本的にバスで来場するものと考えてよろしいでしょうか。また、見学者一般車用の駐車場は不要との認識でよろしいでしょうか。	見学者等の車両はできる限り外周道路を使用しないでください。後段については、ご理解のとおりですが、建物内に駐車とします。
69	36	2	1	4	3	全体計画	「・・・一般持込車、見学者等との動線を分離すること」とありますが、見学者のバスの乗降場所として、外周道路を使用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
70	36	2	1	4	3	全体計画	「車両動線は、原則として左回り(反時計回り)一方通行とし」とありますが、既設焼却施設と新リサイクル施設の間の動線が左回り(北から南方向)であれば、それ以外の箇所は左回りでなくても宜しいでしょうか。また、見学者は基本的にバスで来場するものと考え、見学者用(一般車)の駐車場は非設置として計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、対面通行は禁止します。後段については、No.68の回答を参照ください。
71	36	2	1	4	3	全体計画	「車両動線は、原則として左回り(反時計回り)一方通行とし」とありますが、右回り(時計回り)でもよろしいでしょうか。	クリーンプラザふじみとリサイクルセンターの間が北から南の一方通行、かつ外周道路で対面通行がなければ、右回り(時計回り)を可とします。ただし、車両台数の多い、委託車両の利便性に配慮してください。
72	39	2	1	9	2	火災防止対策	(8)「消防の速やかな消火作業を開始するため、貯留ピット、プラットホームや選別設備をはじめとした火災発生のおそれがある部屋には排煙設備を設置」とありますが、建築基準法により排煙設備(排煙窓、排煙トプライト、機械排煙)が不要な場合は非設置でも宜しいでしょうか。	No.73の回答を参照ください。
73	39	2	1	9	2	火災防止対策	(9)「方が一火災が発生した場合に備えて、放水銃やスプリンクラーに加え、大量の水や泡等による消火設備を設置すること」とありますが、この「放水銃」は法令上の定義が無い為、自主設置とし「スプリンクラー」は消防法の義務設置条件に該当した場合のみ設置とすることで宜しいでしょうか。	民間事業者の経験に基づき、火災が発生しやすい設備にあつては、放水銃、スプリンクラー等を設置することとしてください。 (例:受入貯留設備及び破砕機後の選別・搬送コンベア、災害廃棄物保管スペース等)
74	39	2	1	9	2	火災防止対策	(10)「防炎用貯水槽・・・火災時に貯留ピット内に放水し・・・」とありますが、放水はポンプアップによる放水としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、82頁(5)ピット火災時には毎分100m ³ 程度散水できることとします。
75	39	2	1	9	2	火災防止対策	(11)「防炎用井戸」とありますが、通常時には、使用できないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	40	2	1	9	3	災害対策	「災害廃棄物を屋内に保管できるスペース(1F 1,200m ² 程度又はB1 2,000m ² 程度)」とありますが、分割した場合、合計の面積が満足していればよろしいでしょうか。	災害時には、大型トラックによる搬入や重機による作業を想定していますので、作業効率を考慮し提案してください。
77	40	2	1	9	3	災害対策	「見学者通路の幅を5m程度」とありますが、5mよりも狭い提案でもよろしいでしょうか。	狭い提案も可としますが、災害時の一時避難場所として、1世帯当たり3m×3m程度以上の区画を設けますので、この区画を設けた場合でも、通行できる幅は確保してください。
78	47	2	1	13	2	施工の契約不適合責任	プラント工事関係及び建築工事関係の契約不適合責任期間について「原則として、・・・年」とありますが、「原則として」と記載している趣旨をご教示頂けないでしょうか。また、例外とはどのような場合か、ご教示頂けないでしょうか。	工事請負事業者が虚偽の報告を行っていた場合等については、この限りではありません。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
79	47	2	1	13	2	施工の契約不適合責任	「ただし、契約不適合が当組合の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。」とございますが、貴組合に軽過失がある場合は、過失競合になり貴組合にも責任があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	47	2	1	13	2.2	建築工事関係	「防水工事の契約不適合責任期間は10年」とありますが、対象となる防水施工部位は屋根と水槽として宜しいでしょうか。	防水施工を行う壁、床についても同様とします。
81	47	2	1	13	2.3	契約不適合確認の考え方	工事目的物や性能等に対し疑義が生じた場合に、貴組合が建設工事請負事業者に対して契約不適合確認を行わせることができるケースのご記載がございましたが、契約不適合確認を行わせることができる期間は、2.1および2.2と同様であると理解して宜しいでしょうか。	設計の契約不適合責任期間は正式引渡しの日から10年間とし、施工の契約不適合責任期間は『2.1 プラント工事関係』、『2.2 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）』となります。
82	48	2	1	13	2.4	契約不適合確認	契約不適合の確認は、契約不適合を負う期間である、契約不適合責任期間内に発生した施設の種類の品質についての疑義に限るとの認識でよろしいでしょうか。	種類・品質及び数量等が契約不適合確認の範囲となります。ただし、数量については、引き渡し時の数量等の確認の結果をもって、取り扱うことができます。
83	51	2	1	16	1.1(3) (ク)イ	年間維持補修経費	「年間維持補修経費（引渡より30年分）」とのご記載がございましたが、本事業における運営期間は20年間となりますので、21年目～30年目の維持補修経費は非価格点には考慮されないものと理解して宜しいでしょうか。	20年間の維持補修経費を削減するため、21年目～30年目の維持補修経費を上乗せしている事例が多くみられることから、非価格審査要素とします。
84	56	2	1	19	2	計画通知手続き業務への協力	「当初の計画通知の手料金は、当組合の負担とする」とありますが、直前の項では建設工事請負事業者が申請手数料を負担する条件となっています。どちらを正としたら宜しいでしょうか。	建設工事請負事業者が負担することとします。要求水準書を修正します。
85	57	2	1	20	6	保険	本施設の施工に際しての保険の種類の記載がございましたが、ご記載の保険は一例であり、具体的な付保内容については事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	58	2	1	20	9	工事用ユーティリティ	下水道取合い点を教えてください。	仮設計画によります。下水道管理図面をご参照ください。
87	58	2	1	20	9.1	工事用水	工事用水の引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	基本的には水道管が短くなるよう需要場所の直近としますが、水道局及び組合と協議のうえ設定するものとします。
88	58	2	1	20	9.2	工事用電力	工事用仮設電力の引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	現地調査を行い、施設の運営及び施工に問題がないか確認及び協議のうえ設定することとします。
89	58	2	1	20	9.2	電話回線・インターネット回線	電話回線・インターネットの引き込み位置については請負者にて任意に設定できるものと考えて宜しいでしょうか。	施設の運営及び施工に問題がないか確認及び協議のうえ設定することとします。
90	64	2	2	2	1	歩廊・階段・点検床等	「(9) 歩廊、階段、点検台等の床は全てグレーチング・・・」とありますが、リサイクル施設にあっては、各所を清掃したごみを、ダスト投入先へ搬送する際にこぼしたり、点検時に工具を誤って落としたりする可能性があるため、二次被害を出さないように、鋼製の歩廊、階段、点検台等は編鋼板にて施工することをお認め頂けないでしょうか。	可とします。
91	66	2	2	2	6	電気設備	鋼板製の変電設備、配電盤～とありますが、操作盤については鋼板製ではなくアルミダイカスト製の採用をご検討頂けないでしょうか（IDEC製AGAシリーズ）。	ご意見として承ります。要求水準書を修正します。
92	66	2	2	2	6	電気設備	(1)P.66において、鋼板製の変電盤から操作盤等の構造について板厚等のご指定がある一方で、P.79.5電気盤構造の項では、盤類の構造は提案によるととされています。P.79の記載を正として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
93	67	2	2	2	7	地震対策	(4) 感震器を設置し～とありますが、既設から感震器信号を頂けますよう、ご検討頂けないでしょうか。	新リサイクルセンター側で設置してください。
94	68	2	2	3	1.1	計量機	計量機システムを既存の焼却設備側と統合した場合に、既存システムとの統合に係るハードウェアとソフトウェアの改造、試運転調整、メンテナンス費用、両システム間取合配線は貴組合所掌と考えて宜しいでしょうか。	既存システムとの統合に係るハードウェアとソフトウェアの改造、試運転調整については組合負担とします。本施設とクリーンプラザふじみ間に設ける中継端子盤を責任分界点とし、本施設内のメンテナンス費用については本事業に含めるものとします。
95	68	2	2	3	1.1	計量機	計量機システムを既存の焼却設備と統合した場合に、既設出口計量機を新リサイクルセンター兼用として提案することは可能でしょうか。	不可とします。
96	69	2	2	3	1 1.1 (4)	設計基準	「(4)設計基準①・・・既存のごみ焼却施設側の計量機システムに統合可能・・・」とありますが、既存のごみ焼却施設側の計量機メーカーをご教示頂けないでしょうか。	計量器は株式会社クボタで、計量器システムは富士電機株式会社製です。
97	69	2	2	3	1 1.1 (4)	設計基準	計量機について、「原則として、委託業者用及び一般持込者用は工場棟内に設置すること。」とありますが、委託業者用の搬出用計量機については工場棟外の設置でも宜しいでしょうか。	可とします。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
98	70	2	2	3	1.1.1.1 (4)	設計基準	図3一般持込車の計量イメージ(参考)のSTEP4において、「料金徴収は現金利用のみとして構わない。ただし、効率的に徴収できる方策を提案すること。」とあります。効率的な徴収を考慮し、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。	現金のみとしますが、自動精算機等の導入は可とします。
99	71	2	2	3	1.2	プラットホーム(建築工所掌)	「(4)設計基準④・・・研修室から直接プラットホームエリアの高所等へアクセス可能な歩廊を設けること」とありますが、研修室がプラットホーム上部の3階に配置した場合、2階からプラットホームを見下ろして見学するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ガラス越しは不可とします。
100	71	2	2	3	1.2	プラットホーム(建築工所掌)	計量機システムを無停電電源とする場合、無停電の担保時間は何分間を想定しておけば宜しいでしょうか。	10分間程度を目安としますが、民間事業者の提案とします。
101	71	2	2	3	1.2	プラットホーム(建築工所掌)	「研修室から直接プラットホームエリアの高所等へアクセス可能な歩廊を設けること」とありますが、車いす対応は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
102	71	2	2	3	1.3	災害廃棄物仮置場	「(2)設計基準②災害廃棄物を仮置きした際を想定し、悪臭や粉じんの飛散などの対策を施すこと」とありますが、災害廃棄物仮置場専用の集じん・脱臭設備が必要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	74	2	2	5	4.2	磁性物又はアルミ貯留装置	何日分の貯留容量が必要でしょうか。仮に、プラスチック類処理系列と同様3日分以上とすると、バンカ方式は現実的ではないと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘の踏まえ、要求水準書を修正します。
104	74	2	2	5	4.2	磁性物又はアルミ貯留装置	バンカ形式で提案するにあたり、組合様で想定している処理対象物の嵩比重をご教示ください。	磁性物又はアルミ貯留装置は、ヤード方式に限定します。要求水準書を修正します。
105	74	2	2	5	4.2	磁性物又はアルミ貯留装置	「(2)屋外ヤード方式の場合、・・・底の高さは車両の寄り付きや・・・」とありますが、搬出車両へ成形品の積込は屋外作業としてもよろしいでしょうか(プラスチック成形品、ペットボトル成形品も同様)。	屋外作業は不可とします。要求水準書を修正します。
106	77	2	2	8		びん・缶類処理系列	びん・缶のコンテナ収集を認めていただけないでしょうか。	将来のびん、缶、ペットボトルの袋混合収集へ移行するまでの間、現在のコンテナ(外寸約52cm×37cm×31cm)を使用することを可能とします。ただし、移行後には、貯留容量の遵守、受入・処理の対応ができることとします。なお、処理ラインの改造に係る費用負担は、事業者が負担するものとします。
107	77	2	2	8	1	受入れ供給設備	「(1)自動倉庫型受入供給」とありますが、本技術の設計・製作が可能なメーカーが無く、まだ自社設計が困難な場合は、ごみ貯留ヤード又はビット&クレーン方式を採用してもよろしいでしょうか。	可としますが、将来のびん・かん・ペットボトルの袋混合収集に対応できるよう提案してください。
108	77	2	2	8	1	受入れ供給設備	(2)貯留容量に「自動倉庫」が記載されていますが、13頁4処理対象物及び搬入形態表8搬入形態欄ではびん・缶は「袋収集(びん・缶混合収集)」とのみ記載があります。現況でご利用のオレンジコンテナ設置地域についてのごみの出し方を変更されるものとの認識でよろしいでしょうか。	原則、ごみの出し方を変更する予定ですが、民間事業者がコンテナ収集を希望する場合はこの限りではありません。なお、No.107の回答を参照ください。
109	78	2	2	8	5	貯留・搬出設備	「(4)設計基準③茶色びん、無色びん、その他びん残さそれぞれに対して、3日分以上の貯留が可能な容量とすること」とありますが、積込み時に敷地外への粉じん飛散を防止できるバンカ貯留方式を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。但し、どの方式においても原則カレットで搬出することを考えていますので、びんは破碎処理してください。
110	79	2	2	12	1.2	電源ロック装置等の取り付け	「遠隔操作のできる電気回路方式を採用する場合は、点検中の電気機械器具に遠方から電源が投入できない方式とすること。」とありますが、「現場盤に中央一現場の切替スイッチを設け、現場盤の切替スイッチが現場選択時には遠隔からの運転操作ができないようにする」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	80	2	2	12	4.3	接地工事	接地幹線については、既設からをご支給頂きますよう、ご検討をお願いいたします。	クリーンプラザふじみの遮断機が本施設との責任分界点となっており、本施設とは管理区分の異なる事業用電気工作物であることから不可とします。
112	84	2	2	13	2.7.2	ITV 装置	(4)特記事項に屋外設置カメラはSUS製ケース入りとし〜とありますが、屋外用ドームカメラの採用をご検討下さいませよう、お願いいたします。	可とします。要求水準書を修正します。
113	84	2	2	13	2.7.2	ITV 装置	「屋外設置カメラは、SUS製ケース入りとし、」とありますが、ITVカメラでは製品として、SUS製ケースのものがございません。つきましては、屋外設置カメラについては、『屋外仕様とし、』と読み替えてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。要求水準書を修正します。
114	84	2	2	13	2.7.2	ITV 装置	「ITVカメラのON-OFFに連動させて投光器のON-OFFを行うこと。」とありますが、昨今のネットワークカメラ仕様により切り替わってからは、ネットワークが遮断され、カメラの再立ち上げ時に時間がかかること、ITVカメラ自身に負担がかかることから、弊社納入機場では、ITVカメラは常に電源投入状態とし、投光器のみON-OFFする方式としております。また、2.7.2(1)項に「※各カメラは1週間録画機能を有すること。」とあることから、投光器のON-OFFのみ可能とすることでよろしいでしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
115	85	2	2	13	2.7.2(2)	ITV 装置モニター設置場所	「回転雲台の操作は中央制御室から行えるよう計画」とありますが、回転雲台より旋回速度が速いドーム型カメラの採用をお認め頂けないでしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。
116	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	特に言及はありませんが、既設との警報やITV信号等の授受はないものと考えてよろしいでしょうか。	本施設から既設へ火災警報、ITV信号、電話回線（内線）、計量器システム信号線、非常用発電機制御回線等の引き込みがあります。本施設と既設をつなぐ渡り廊下に設ける中継端子盤までの引き込みを想定しています。
117	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	図5自動制御・データ処理システム構成図(参考図)には各系列の動力制御盤が独立して記載されていますが、必要に応じて統合してもよろしいでしょうか。	可とします。
118	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	図5自動制御・データ処理システム構成図(参考図)には中央CPUの記載がありますが、いずれかの動力制御盤にCPUを設置し、それを中央CPUと読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	「自動制御・データ処理システム構成図(参考図)」では、(操作、監視)パソコンが2台、それらのパソコンとは別に(データ処理)パソコン1台となっておりますが、操作性の向上からデータ処理機能を操作、監視パソコン2台に統合してもよろしいでしょうか。	可とします。
120	86	2	2	13	2.7.3	システム構成	図5自動制御・データ処理システム構成図(参考図)には操作、監視用PC2台、データ処理用PC1台として記載されていますが、操作、監視とデータ処理を兼用とする場合、PC2台の構成としてもよろしいでしょうか。	可とします。
121	88	2	2	14	2.3	説明用ハードウェア	P.88説明用ハードウェアの配置場所の記載はありませんが、本項に示された設備はP.1184.16環境学習会議室(研修ホール)に記載されているものと同じものを指していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	90	2	3	1	1.3	仮設計画	「クリーンプラザふじみ」敷地内または敷地近辺で、工事用仮設用地(事務所・駐車場・資材置場等)としてご貸与頂ける土地がございましたらご教示ください。使用条件等についても合わせてご教示願います。	33頁図1工事施工範囲の仮設工事事務所部分の土地を無償で貸与します。なお、駐輪場については回転できる可能性があります。
123	90	2	3	1	1.3	仮設計画	「クリーンプラザふじみ」敷地内の緑地を仮設用地として利用することは可能でしょうか。可能な場合、使用条件をご教示ください。	No.122の回答を参照ください。
124	90	2	3	1	1.3.2	仮設事務所	定例会議、工事打合せ等を行う会議室について、既存の焼却施設内の会議室を利用させて頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
125	91	2	3	1	1.6	掘削工事	「再利用できない発生土は場外処分」とありますが、処分先等は事業者にて決定出来るものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	91	2	3	1	1.7	地下埋設物	想定外の地下埋設物が発見された場合は処理処分に係る費用は貴組合にて負担となりますが、それに伴う工期延伸についても同様と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	93	2	3	1	2.4.1	見学施設	「(6)見学用窓は小さい子供も見えるような高さとし・・・」とありますが、小さい子供の身長(目安)をご教示頂けないでしょうか。	100cm程度とします。要求水準書を修正します。
128	93	2	3	1	2.4.1	見学施設	(5)「見学用窓は防火区画用ガラスを使用したペアガラスとし、」とありますが、ペアガラス仕様の特防火設備認定品が無いため、通常仕様サッシと特防火設備を組み合わせた仕様を提案して宜しいでしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。
129	94	2	3	1	2.5	環境学習機能	「開館時間中は、いつでも自由に利用することができる」とありますが、個人が自由に出入りでき、かつ、見学者設備の案内を必要とせず利用できるものを希望されている、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	101	2	3	1	2.8	屋上	「屋上スペースを活用した住民に親しまれる施設」とありますが、屋上スペースも自由に出入りできる利用を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	102	2	3	2	1(4)	全体計画(設計コンセプト)	「(4)建物の高さは25m以下、地下は7m(貯留ピットを除く。)程度とすること。」とありますが、貯留ピット以外のピット(例:エレベーター用ピット)についても制限適用外としていただけないでしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。
132	106	2	3	2	2.4	排水処理設備室、地下水槽	プラント排水は、当社過去納入実績から「P27表27排水基準値」を遵守できる場合は、プラント排水処理設備を不要とさせて頂くことをご認め頂けませんでしょうか。	災害時の散水も含めて排水基準値を遵守できれば可とします。
133	107	2	3	2	3	必要諸室(居室関係)	5)P.107には「災害時の活用を踏まえ、男女各60人程度利用可能な浴室(浴槽面積計30㎡以上)」とあり、P.112には4.6男女浴室「浴槽面積:各30㎡程度」と相違しております。これらについてはP.112の記載を正と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
134	129	2	3	5	5	室内仕上げ	(2)「機械設備は原則として建屋内に収納する」とありますが、機械設備とは、プラント機械設備であり、空調室外機や熱交換機等は、屋外に設置と考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
135	132	2	3	7	2	構内道路工事	「3駐車場当組合側の駐車スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐車スペースを設けること」とありますが、本施設を運転する運転事業者側も不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	132	2	3	7	2	構内道路工事	「4駐車場当組合側の駐輪スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐輪スペースを設けること」とありますが、本施設を運転する運転事業者側も不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	132	2	3	7	2	構内道路工事	「3駐車場当組合側の駐車スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐車スペースを設けること」、並びに「4駐輪場当組合側の駐輪スペースは不要とする。必要に応じて、民間事業者が自ら必要な駐輪スペースを設けること」とありますが、当該施設の運転事業者用も不要として計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 警備・防犯	「警備・防犯」の役割分担について、運転支援事業者のみに○が記載されておりますが、日常的な警備・防犯は運転事業者（当組合等）の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
139	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 防火・防災	「防火・防災」の役割分担について、当組合等に○（統括管理）、運転支援事業者に○（本施設の管理）と記載されておりますが、日常的な防火管理（日常点検）は運転事業者（当組合等）の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 防火・防災	「防火・防災」の役割分担について、当組合等に○（統括管理）、運転支援事業者に○（本施設の管理）と記載されていますが、災害発生時における一次対応（応急処置や原因調査）については、運転事業者（当組合等）の業務範囲との認識でよろしいでしょうか（P.154「1防災対策業務」に記載の通り、機器故障時に運転支援事業者が対応することは理解しておりますが、迅速な復旧を要する際は、運転事業者の対応が不可欠と思慮します）。	ご理解のとおりですが、どの程度協力いただけるか、応募者へ提案を求める予定です。
141	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 見学対応	「見学対応」の役割分担について、運転支援事業者に「必要に応じて支援」という記載がありますが、P.159「8見学者対応」に記載の、見学者への説明については、維持管理業務に支障が生じない範囲、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 日常的な機械設備の点検	「日常的な機械設備の点検」について、当組合等（運転事業者）に○と記載されていますが、機械設備類に対する給脂、給油等については、運転事業者の業務範囲との認識でよろしいでしょうか（P.151「3補修・更新業務」表53に、油脂類の業務範囲が組合等となっておりますが、日常的な点検内容をより明確にするための質問です）。	ご理解のとおりです。
143	138	3	1			維持管理・運転支援に関する基本的事項	「運転支援事業者は～運転事業者への定期的な運転教育を行う」とあり、添付資料2「リスク分担表」では、教育訓練の頻度及び内容は、貴組合及び運転委託事業者で合意することとなっておりますが、貴組合が想定されている教育の頻度をご教示頂けないでしょうか。また、事業期間中において運転事業者の事情による運転作業員の交代があった場合、当該運転作業員への教育は、運転事業者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表の教育訓練を操作方法の説明等へ修正します。当組合が想定している教育内容は、No.10の回答のとおりです。操作方法の説明等を試運転期間中に行うとともに、年数回の講義等（No.170の回答を参照）を想定しています。後段については、ご理解のとおりです。
144	138	3	1			表49 運営に係る役割分担 教育訓練	「教育訓練計画等の作成」及び「運転事業者への教育訓練」の役割分担について、運転支援事業者に○と記載されていますが、添付資料2「リスク分担表」では、教育訓練の頻度及び内容は、貴組合及び運転委託事業者で合意することとなっております。教育訓練については運転事業者の参加が不可欠ですので、それぞれ、貴組合等にも副担を追い頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。要求水準書を修正します。
145	138 158	3	1			運営に係る役割分担（表49）、 施設警備・防犯	運転支援事業者の所掌となっている「警備・防犯」の具体的な内容をご教示頂けますでしょうか。P158にご記載の内容より、(1)機械警備システムの導入、(2)一般来場者の出入り口の施錠（運転事業者が使用するエリアは対象外）を指しているかと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	140	3	1		2(2)	運転業務（本施設の 運転業務）	「なお、運転事業者が担う業務外に必要な人員は運転支援事業者自らが配置し、業務を行うこと。」とあります。「運転事業者が担う業務外に必要な人員」とは、具体的にはどのような業務を行う人員を想定されているかご教示ください。	S P Cの運営に必要な事務員等を想定しています。
147	141	3	1	3	5	官公署等への 報告等	「運転支援事業者は、官公署等からの本施設の運営・維持管理に関する報告書を求められた場合、速やかに対応すること」とありますが、報告に係る運転データ等はすべて運転委託事業者から電子データで受領できると理解してよろしいでしょうか。	運転委託事業者からは運転日誌（電子媒体または紙媒体）及び帳票データ（電子媒体）が提出されることを想定して、計画してください。
148	142	3	1	3	8	当組合への報告	「運転支援事業者は、貴組合本施設の運営・維持管理に関する記録及び資料等の提出を求められた場合、速やかに報告すること」とありますが、報告に係る運転データ等はすべて運転委託事業者から電子データで受領できると理解してよろしいでしょうか。	No.147の回答を参照してください。なお、環境測定等の運転支援事業者が手配する報告及び関連する電子データの取扱いは、提案によるものとします。
149	142	3	1	4	1	統括責任者の配置	「現場統括責任者を交代する場合、下記の要件を満たすこととし、」とありますが、本要件は交代する前の統括責任者にも該当するものと理解して宜しいでしょうか。また、本要件を満たす人員を現場統括責任者とは別に本事業に配置することを条件に、本要件を満たさない人材を現場統括責任者として選任することをお認め頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。本要件を満たさない人材を選任する場合、その人材については、当組合の承認を得る必要があります。
150	144	3	1	6	3	保険への加入	運転支援事業者は必要な保険に加入すること、とありますが、貴組合が想定されている保険の種類についてご教示頂けないでしょうか。	想定している保険はありません。なお、当組合が加入する保険は、火災保険、第三者賠償責任保険、車両保険等を指し、保険の付保範囲は本施設、当組合の職員を想定しています。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
151	144	3	1	7	1	事業期間終了時の取扱い	「主要な設備等が事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であること」の定義として、『イ』項に建物の主要構造部等に大きな破損が無く、良好な状態であることや、『ウ』項に内外の仕上げや設備に、大きな汚損または破損が無い旨の記載がありますが、係る破損及び汚損は、運転期間中の運転委託事業者によっても生じ得る事象です。係る状況にあつては、運転支援事業者の復旧義務は免責されるとの認識でよろしいでしょうか。	通常の使用を超えるような使い方によるものにあつては、ご認識のとおりです。
152	144	3	1	7	1.2	事業期間満了時の協力について	「事業終了期間終了時の協力について、事業期間中に要した維持管理費を機械設備別、年度毎に提出すること。」とありますが、補修作業等を行うスケジュール、同時作業の有無により、人件費は大きく変動するため、機械等の費用のみの算出でよろしいでしょうか。	不可とします。人件費については、SPCにかかる人件費とします。
153	146	3	1	10		維持管理・運転支援業務の報告及び記録の保管	表51「運転支援事業者が提出する各種計画及び報告内容の一覧（参考例）」において、見学者来場記録を月次、年次にてご報告する内容となっています。見学者対応業務は貴組合所掌であるため、本報告についても運転支援事業者の業務範囲から除外いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
154	148	3	2	2	2.1	試運転期間中の運転教育及び実地訓練	運転支援事業者の教育訓練業務は、その内容からして請負ではなく、準委任契約であるとの認識でよろしいでしょうか。	当該文章のうち、教育訓練を操作方法の説明等へ修正します。運転支援事業者の教育業務の内容は、No. 10の回答のとおりです。教育業務の業務内容について教育の結果として運転員が一定の技量や能力を有するようにすることまでは求めていないため、この趣旨からは教育業務の性質は準委任と考えています。ですが、教育業務も他の運転支援事業者の実施する業務と同様にモニタリングの対象となり、不十分と認められる場合は是正・改善を求められる場合があることにご留意ください。
155	151	3	1	3	3	補修・更新・調達及びその費用の負担主体の範囲	表53の負担区分について、項目『上記以外』について、用費の一部負担が運転支援事業者となっていますが、項目の事例に記載される品目は、運転事業者の調達項目として頂けないでしょうか。また、消臭剤も運転業務で必要となる物資であるため、本項目についても運転事業者の調達項目として頂けないでしょうか。	不可とします。
156	151	3	2	3	3	補修・更新業務	運転事業者の運転操作不良による機器破損、建物破損、設備破損した場合の補修・更新・調達及びその費用の負担主体は運転事業者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	152	3	2	2	5	パンフレットの増刷	パンフレットの増刷は5年分が基本となっておりますが、5年以内に法令改正や処理フローの改造が見込まれており、パンフレットの訂正が必要になることが見込まれる場合、増刷の年数については貴組合と協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	155	3	2	6	2.3	事故発生時の対応	事故が発生した場合、添付資料2「リスク分担表」に基づき、運転支援事業者は調査、設計、建設及び施設運営において発生する事故の場合のみに対応し、運転委託事業者側の事由による事故については報告等含めて対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。	運転委託事業者側の事由による事故及び機器・不具合は、運転委託事業者にて、当該報告を作成します。運転支援事業者は当該報告を月報等へ反映し、当組合へ報告してください。
159	155	3	2	6	2.3	事故発生時の対応	「事故が発生した場合、運転支援事業者は事故対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を当組合に報告すること。」とあります。本件については、運転支援事業者の業務範囲において発生した事故を対象とし、運転事業者の業務範囲で発生した事故については対象外と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	156	3	2	7	1	運転記録報告	「運転支援事業者は、本施設のごみ搬入量、資源物搬出量・・・運転管理に関する報告を定期的に当組合に提出すること。」とあります。一方、148頁第2節においては、「本施設の運転は運転事業者が実施し、当組合が管理を行う。」とあります。上記の運転管理に関する記録についても、実際に運転管理を行う貴組合所掌へ変更いただけないでしょうか。	不可とします。No. 147, 148, 158の回答を確認ください。
161	158	3	2	8	1	清掃	「・・・施設内を常に清掃し、清潔に保つこと」とありますが、プラントホームやホップステージ、設備周りのプラントエリアの日常清掃、ダクト内等の点検・清掃等の清掃主体は運転事業者との認識でよろしいでしょうか。	一般見学者や当組合の職員が侵入可能なエリア（敷地も含む）については、運転支援事業者の責と負担により実施してください。プラントエリア部分の清掃維持管理については運転事業者が実施します。
162	158	3	2	8	1	清掃	「・・・施設内を常に清掃し、清潔に保つこと」とありますが、プラントエリアは長期的に使用すると高所梁や壁周りに埃が付着します。見学者等の第三者が立ち寄る場所以外ということで、それらの清掃主体は運転事業者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	158	3	2	8	1	清掃	「・・・施設内を常に清掃し、清潔に保つこと」とありますが、長期的に使用すると周回道路や屋内・屋外排水溝、排水弁、屋根、樋周りに落ち葉やごみが付着します。見学者等の第三者が立ち寄る場所以外ということで、それらの清掃主体は運転事業者との認識でよろしいでしょうか。	プラントエリア以外のため、運転支援事業者の業務とします。
164	158	3	2	8	1	清掃	清掃の頻度等の定めはありますか。	運転支援事業者は、組合が使用するエリアならびに見学者等が立ち入るエリアを土、日、祝日を除き毎日、清掃を行うこととさせていただきます。
165	158	3	2	8	2	植栽管理	「・・・敷地内の樹木・緑地等の水撒き・・・」とありますが、夏場は毎日の水撒きが必要になってくることから、日常の水撒きは運転事業者にて行っていたことをご認めて頂けないでしょうか。	No. 163の回答のとおりです。

No.	頁	資料名				項目名	質問・意見	回答
		編	章	節				
166	158	3	2	5		安全衛生管理業務	第5節に記載されている「従業員」とは、従業員の健康管理に言及されていることから、運転支援事業者の従業員を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	159	3	2	8	7	災害発生時等の協力	計画処理量を超える多量の廃棄物が搬入され、その処理を貴組合が実施される場合、運転支援事業者はその処理・処分に協力すること、とありますが、実際の施設運転は運転委託事業者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	—	総合的意見				維持管理・運転支援事業の内容全般について	要求水準書（案）の役割分担では、運転事業者に起因するリスク、或いは帰責性不明リスクを負担せざるを得ないケースが生じ得るものと考えられます。つきましては、過大なリスク費の積み増しによる、事業費増大を防ぐためにも、運転支援の内容から、プラント機械・電気設備の操作方法、運転方案のアドバイス以外の附帯業務（防火、防災管理、安全衛生管理業務等は、運転支援業務の範囲外、又は軽減して頂きますよう、ご検討をお願いいたします（希望する役割分担は、添付別紙の通りです）。併せて、既出各項を踏まえ、リスク分担の見直しをお願いいたします。	ご意見として承ります。
169	—	総合的意見				運転事業者への教育訓練について	DBM+運転支援方式（以下「運転支援事業者という」）において、運転支援事業者が、自己と雇用関係のない運転事業者の従業員に対して教育訓練等を行うことは、運転事業者への指揮命令を伴うおそれがあります。特に、今回の要求水準書（案）で示された「実地訓練」にあつては、相当の蓋然性をもって、然様な状況が生じ得るものと考えられます。この点、運転支援事業者が運転事業者に対して指揮命令をするには、運転事業者から運転支援事業者に対し、労働者派遣法に基づく労働者派遣をして頂く必要があります。これに基づかず、雇用関係のない運転事業者の従業員へ指揮命令をすることは、職業安定法第44条に違反するものと思料します。職業安定法は強行法規であり、これに反する契約は無効です。また、同法第44条に違反すると刑事罰を科される可能性があることから（同法第64条第10号）、これらリスクが除去されない場合、本事業への参加は難しいと考えています。以上の見地から、次の通り、運転支援内容に関する意見を提出させていただきます。	雇用関係のない運転事業者の従業員に対する指揮命令は想定しておりません。全事業期間を通じて、運転委託事業者への指揮命令は、組合が行います。ただし、試運転期間中の運転委託事業者への教育は、建設請負事業者が行うこととします。
170	—	総合的意見				運転事業者への教育訓練について	(1) 要求水準書（案）P.149「2.2維持管理・運転支援期間中の運転教育及び実地訓練」に示す運転支援の内容は、専ら「机上教育」に限定頂きますよう、ご検討をお願いいたします。また、係る内容は、運転委託事業者へのプラント機械・電気設備の操作方法、運転方案のアドバイス程度に留めて頂きますよう、ご検討をお願いいたします。	前段のご意見については、ご意見として承ります。要求水準書を修正します。後段のご意見について、運転支援事業者は操作方法、運転方案及び事業者が有する他事業所等の事故・故障トラブル・火災等の情報共有を行うこととしてください。
171	—	総合的意見				運転事業者への教育訓練について	(2) 前項のほか、事業期間を通じて、貴組合、焼却施設運営事業者、本施設の運転事業者、並びに運転支援事業者が出席する、合同運営会議（月に1回）の開催を提案いたします。これにより、常に、事業者間における課題の共有、円滑なコミュニケーションが取れる体制を構築できるものと考えます。	No.170のご質問に関連して、提案することを可能とします。
172	—	総合的意見				運転支援事業者が行う適切な教育の基準を明確化について	現行の要求水準案によれば、運転支援事業者の教育を受けた運転事業者の瑕疵（帰責性）について、運転支援事業者の行った教育にまで遡り、あまねく責任追及される余地があります。つきましては、運転支援事業者の行う教育と、運転事業者の履行能力の責任分界点を明確にするため、「運転支援事業者は、貴組合の承諾を得たマニュアルに従い、規定回数の教育を行えば、適切に教育を履行したものととし、以降、運転支援事業者の行った教育責任は遡及されず、運転支援事業者は将来に向かって免責される」として頂けますよう、ご検討をお願いいたします。	運転支援事業者は、本組合の承諾を得たマニュアルに従い、規定回数の教育を行えば、適切に教育を履行したものととし、以降、運転支援事業者の行った教育責任は遡及されず、運転支援事業者は将来に向かって免責されます。
173	—	—				—	図書書の優先順位に関する記載がありませんが、下記の理解で宜しいでしょうか。 (1) 質疑応答書 (2) 要求水準書(案) (3) 添付資料1～13	入札公告時にお示しします。